

	質問内容	回答
石田専門員	「線量管理システム」について、どのような機能を有し、どのように被ばく低減に役立っているのか。	当該システムは、日々の入退域データにおける作業毎の線量集約及び個人単位での線量の集約を行うことが可能で、作業毎に線量推移や計画との乖離状況を把握したり、個人線量限度管理に供しており、それらを利用することで被ばく低減にフィードバックさせております。
	確認線量に達した以降は、どのような「線量管理方法」により、線量限度を超えないようにしているのか。	確認線量を超えるもしくは超える恐れがある場合、当該労働者の所属元請け企業(社員の場合は所属グループ)から「線量管理計画書」の提出を受け、それ以降の被ばく線量に対してきめ細やかな管理(入域毎の線量確認や携行するAPDの警報値の制限など)をする様に指導しております。場合によっては、従事者登録の解除を指示することもあります。
	協力企業作業員の線量管理については、個々の企業がそれぞれ傘下の従業員について、年間実効線量20mSvを超えないように管理するのではなく、元請企業が一括して管理しているのか。また、元請企業の「線量管理方法」は東京電力の方法と同じなのか。	労働安全衛生法(電離則)に基づき、協力企業作業員の個人線量については元請け企業が一元的に管理を行っております。当社は、原子力設置者として規制法に基づき、発電所で働く作業員の線量を管理(個人の線量を把握し、法令限度を守っていることを確認)しております。なお、各社の線量限度管理方法については、放射線管理仕様書に基づき、企業毎に放射線管理基本計画書に明記させることとしております。(線量管理方法は、震災前とは異なり、線量限度や集積線量計の種類など当社とは異なる企業もあります)
	第1回労働者安全衛生対策部会の資料2-1についての質問に対し、その際「災害の当日又は翌日に安全推進協議会加盟各社に対し情報共有を行った。」との説明であったが、第2回労働者安全衛生対策部会の資料1-2において、その後の進捗状況について特に説明がなかった。「現在まだ調査中」であっても、類似の事故・トラブルの発生を防止するため、原因究明の仮定で明らかとなった事項を踏まえ、出来るだけ早急に、事実関係や対策について関係者間で情報共有を図るよう願います。	当該災害の原因については、現在もなお警察署ならびに労働基準監督署の調査が継続しております。しかしながら、当社の廃炉作業は災害発生以降も日々実施されており、同様な災害を二度と発生させないという強い意志のもと、発注者として出来る対策を検討して参りました。再発防止対策のうち、今後は安全に工事を行うために技術力をより向上させる取り組みを中心に実施いたします。

	質問内容	回答
長谷川専門員	東京電力は社員並びに協力企業社員の特定高線量作業従事者に対してどのような被ばく線量低減対策・管理を行っているのか。	特定高線量作業従事者は、当社社員のみであり、協力企業作業員の特定高線量作業従事者の登録は行っていません。特別高線量作業従事者の線量管理にしましては、保健安全Gにて線量限度の確認を行っており、年限度40mSvを超えた時点でホールドポイントを設けて特別高線量作業従事者であることを再確認し、80mSvに達したことを確認した時点で、個別の線量管理計画書を策定しております。線量低減は特別高線量作業従事者の如何にかかわらず、作業毎にALARAに則り遮へいや除染などの対策を講じております。
	協力企業作業員の労務管理は、法令上当該企業の責任となっていることは承知しているが、作業員の安全管理、将来的な作業員の確保の観点からは、大局的な一括管理ないし社員に対しての対策の準用が望まれるのではないか。	福島第一原子力発電所の廃炉作業においては、水処理事業、損傷した建屋からの燃料取り出し作業など、これまで経験のない多様な専門性と高い技術力を要し、また、厳しい環境下でそれらを着実に実施していくためには、一発注者である東京電力のみで全てを一元管理する事は困難であると考えています。そのため、専門的な知識を有する元請け会社に多岐に渡る廃炉作業をシェアし、責任を持って望んでいただくことにより、安全管理、作業員の確保ともに柔軟な対応をしていくことが可能になるものと考えています。